

奈良県告示第三百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

令和二年一月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所（令和元年十二月十日現在の地番による。）

天理市田部町三三二番四、三三二番五、三三二番六、三三二番七及び三三二番八の

各一部

二 申請者氏名 有限会社石橋建築総合設計事務所 代表取締役 石橋豊

三 申請者住所 天理市岩室町五三番地一

四 道路の幅員 四・〇〇メートル

五 道路の延長 二七・四七メートル

六 指定年月日 令和元年十二月十七日

七 指定番号 郡土第R〇一〇九号